

○日本橋学館大学奨学金規程

(平成 11 年 9 月 29 日制定)

第 1 条 日本橋学館大学に在学する学生のうち、強い勉学意欲を持ち人物、学業とも特に優秀と認められ経済的に修学が困難な者若干名を特待生とし、授業料の一部又は全部を免除する。

第 2 条 特待生の選考は、理事会が予め定める員数枠の範囲内で 1 年次は入試判定会議、2 年次以上は学生委員会が行い、教授会の議を経て学長がこれを決定する。

第 3 条 特待生の選考基準、減免措置は次の通りとする。

(1) 1 年次特待生

① 一般入試の場合

入学試験（一般入試）において特に優れた成績をおさめた者は、1 年次の授業料の半額免除。

② 特待生入試の場合(外国人留学生を除く)

高等学校の調査書の評定平均値が 3.8 以上で特待生入試を受験し合格した者で、入学試験、面接等を考慮し次の二種類とする。

イ. A 特待 入学金免除及び 2 年間の授業料を半額免除

ロ. B 特待 入学金免除

(外国人留学生対象)

勤勉で高い日本語能力を有し、特待生入試(留学生)を受験し合格した者は、入学金を免除する。

(2) 2 年次以上特待生 (外国人留学生を除く)

2 年以上 4 年以内在学の者で、前年度の学業成績等（ただし、他大学で履修した科目を除く）に基づき選考し、年間授業料の半額を免除とする。

第 4 条 次の各号に該当すると認められるときは、その資格対象とならない。

また、A 特待であった者に対しては、進級時に学生委員会が 1 年次の学業成績等の審査を行う。

(1) 授業料等の未納、休学、留年となったとき

(2) 学業態度または性行が不良と認められたとき

(3) その他不相当と認められたとき

第 5 条 特待生として選考された学生には、学長が本人に通知する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。